

令和4年8月10日
四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（令和4年7月分）について

- 令和4年7月に当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下の4件です。これらの事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所3号機 制御棒制御盤の異常信号の発信について	7月2日	—	C
2. 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設 計装設備の不具合と通常状態への復旧について	7月7日	7月8日	B
3. 伊方発電所 モニタリングポスト等の指示上昇について	7月19日	—	C
4. 伊方発電所3号機 海水ポンプ潤滑水の配管清掃に伴う運転上の制限の逸脱について	7月21日	7月22日	B

県の公表区分 A：即公表

B：48時間以内に公表

C：翌月10日に公表

PP：可能となった段階で速やかに公表

- なお、今月は過去に発生した通報連絡事象についての原因と対策をまとめた報告書の提出はありませんでした。

(別紙) 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和4年7月分）

以 上

伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和4年7月分）

1. 伊方発電所3号機 制御棒制御盤の異常信号の発信について

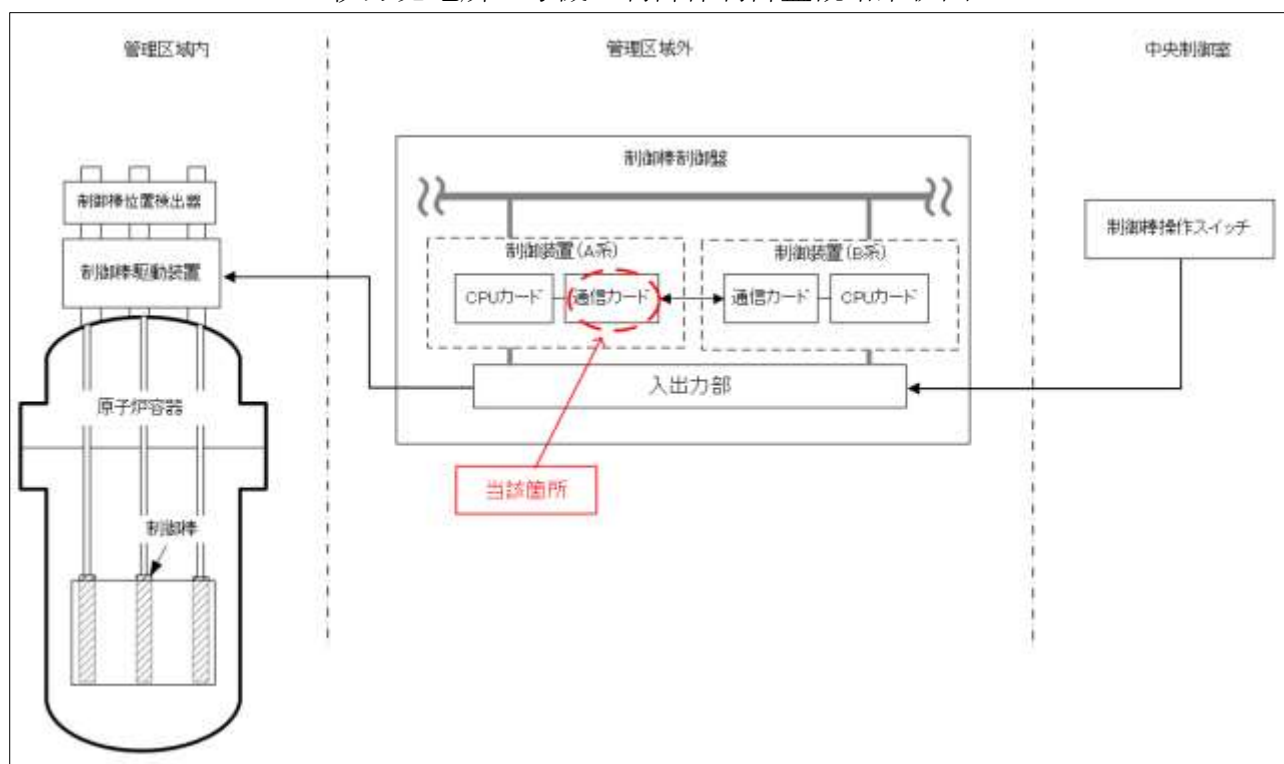
通常運転中の伊方発電所3号機において、7月2日11時15分、制御棒制御盤に異常を示す信号が発信しました。

その後の調査において、2重化（A系、B系）している系統間の通信異常であり、A系の通信用のカードに不具合があることを確認したため、当該カードを予備品に取り替え、A系、B系の系統間の通信に異常がないことを確認し、7月2日17時10分に通常状態に復旧しました。

なお、今回の異常を示す信号発信は、A系、B系の系統間の通信異常であり、両系統の制御棒の制御機能に問題はなく、本事象によるプラントの運転および環境への放射能の影響はありません。

引き続き、原因を詳細調査いたします。

伊方発電所3号機 制御棒制御盤概略系統図



2. 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設 計装設備の不具合と通常状態への復旧について

通常運転中の伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設^{※1}（以下、「特重施設」という。）において、7月7日11時22分頃、計装設備^{※2}の一部に部品の未装着を確認しました。

部品の未装着が確認された各計装設備は、確認後、順次部品の装着を行い、7月8日13時01分、通常状態に復旧しました。

このため、特重施設の運用開始から今回の復旧までの間に、当該計装設備は、保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態があったと判断しました。

今後、原因を詳細調査します。

なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。

※1 原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。

※2 一般的には、計器や制御装置等をいう。

3. 伊方発電所 モニタリングポスト等の指示上昇について

7月19日11時30分頃、伊方発電所敷地境界に設置しているモニタリングステーション[※]の放射線量の指示値が上昇し、中央制御室に「10分平均注意」を示す信号が発信しました。

調査の結果、信号発信時に発電所の排気筒モニタ指示値に異常は認められませんでした。当時、発電所周辺は午前10時頃から降雨が強くなっており、他のモニタリングポストの指示値も同様に上昇していたことから、降雨による自然変動と判断しました。その後、同日12時50分に全ての野外モニタにおいて、指示値は設定値を下回りました。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

※ 設置場所周辺の大気中の放射線量を測定する設備であり、伊方発電所敷地周辺に野外モニタとしてモニタリングステーションは1箇所、モニタリングポストは4箇所に設置している。

4. 伊方発電所3号機 海水ポンプ潤滑水の配管清掃に伴う運転上の制限の逸脱について

通常運転中の伊方発電所3号機において、7月18日、4台ある海水ポンプのうち、3C（運転中）の軸受潤滑水およびモータ冷却水を供給する系統（以下、「通常系統」という。）の流量が低下したことから、念のためバックアップ系統からも給水し、海水ポンプ3Cの運転を継続しました。

当該流量の低下については、海生生物の付着等の可能性が考えられたことから、3Cおよび系統を共有する3D（待機中）の通常系統の一部の配管清掃を実施することとし、当該清掃に先立ち、7月21日8時59分、3Cおよび3Dの通常系統からの給水を停止しました。これに伴い、保安規定に定める運転上の制限*を満足しない状態にあると判断しました。なお、通常系統からの給水停止後も、バックアップ系統からの給水を継続していました。

その後、当該配管の清掃を実施した結果、海水ポンプ3C、3Dの通常系統の流量回復を確認しました。これにより、7月21日18時5分に運転上の制限を満足していることを確認し、通常状態に復旧しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。

※ 保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数等を「運転上の制限」として定めており、海水ポンプは、プラント通常運転中に2系統（3A、3Bポンプおよび3C、3Dポンプ）が動作可能であることを求めている。

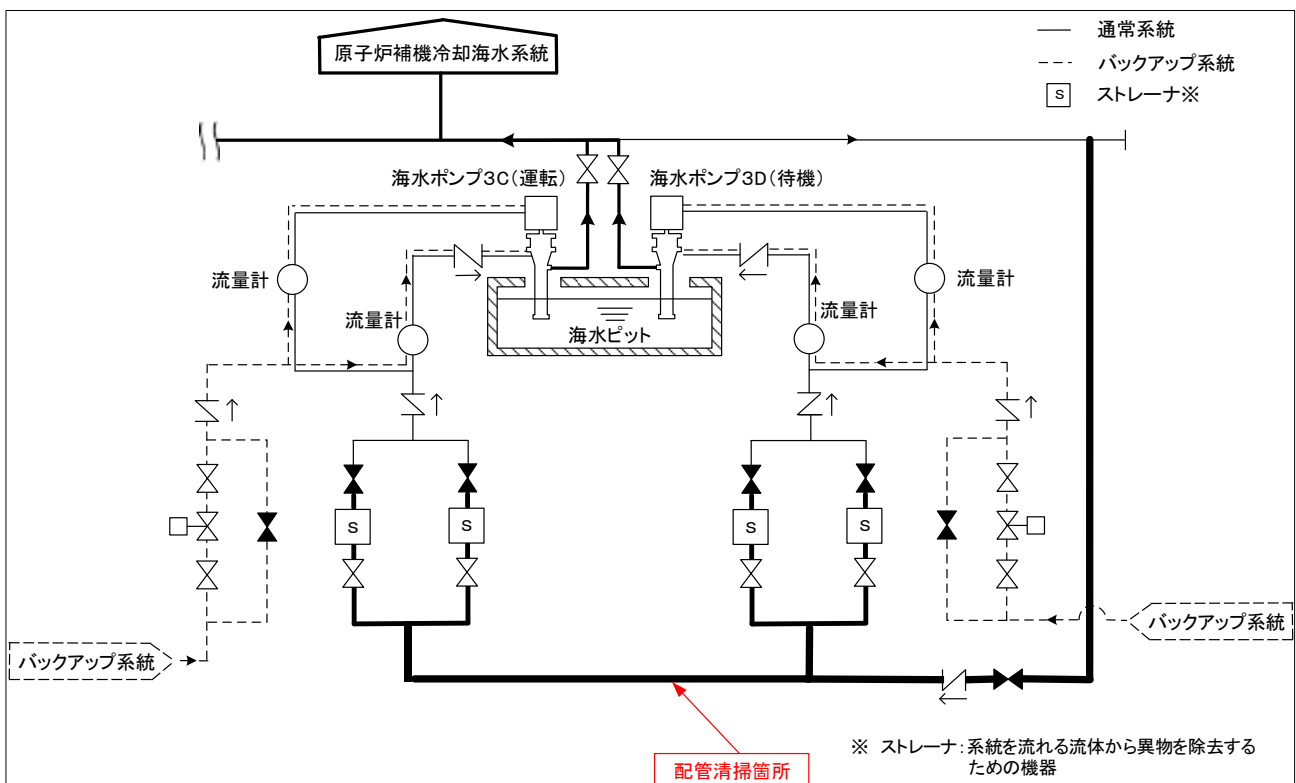
（参考）

○海水ポンプ

1次系のポンプや非常用ディーゼル発電機等の冷却水を熱交換器を介して冷却するための海水を送水するポンプ。海水ポンプは4台設置しており、そのうち2台を運転し2台を待機状態としている。

○潤滑水

海水ポンプ軸受部の過熱を防止し、ポンプの回転を円滑にするために供給している海水（冷却水）。潤滑水系統からは軸受潤滑水の外、モータ冷却水にも供給している。



伊方発電所3号機 海水ポンプ3C、3D潤滑水系統 概略図